

国民貯蓄銀行の発展過程と現状（その一）

——イギリス個人貯蓄における位置づけについて——

斉藤 美彦

はじめに

わが国では個人貯蓄において郵便貯金の占めるシェアが大きく、民間金融機関の側からは常に「官業による民業の圧迫」という非難が寄せられている。また、この一〇月の流動性預金金利の自由化においても、その金利決定方式が問題となった。この郵便貯金の発祥の地は周知のとおりイギリスである。イギリスにおける個人貯蓄といえば年金・生保等の契約貯蓄の割合が高いことがその

特徴であることや、それをめぐって商業銀行と住宅金融組合が激しい競争を行っていること等が伝えられることがあるが、郵便貯金（国民貯蓄銀行）の現状がどのようなかについての情報は極めて少ない。また、郵便局の民営化についてのニュースが伝えられることはあっても、その際に郵便貯金（国民貯蓄銀行）の取扱いがどのようなことになるかについて伝えられることはほとんどないといつてよい。本稿では以下でイギリスの郵便貯金である国民貯蓄銀行の発展過程を追ひ、その個人貯蓄における位置づけ、近年における変化およびその

問題点を探ることとしたい。

一、種々の貯蓄金融機関設立の試み

イギリスでは一八世紀の後半から、労働者階級の相互扶助を目的とするさまざまな貯蓄金融機関の設立が試みられた。それはこの時期が、第二次囲い込み運動の時期であり、大量の無産労働者が創出された時期であることが影響している。すなわち解体された伝統的農村共同体には種々の相互扶助機構が存在したが、「二重の意味で自由な」近代的な労働者には、そのような機構は当初存在しなかった。こうした労働者にたいする慈善的相互扶助組織の必要性が認識されるようになり、種々の貯蓄金融機関の設立が試みられることとなったのである。

このような機関のうち歴史的にみて最も早く設立されたのが住宅金融組合であり、最初のものは一七七五年にパーミングムで設立されたとされている。しかし当時のそれは住宅無尽とも呼ぶべきものであり、二〇名程度のメンバーの拠出金により住宅の購入・建築を行い、メンバー全員が住宅を取得した時点で解散するというものであった。また、当時において住宅を取得できるというのは、労働者階級のうちでもかなりの上層部であり（イギリスの個人持家比率は第一次世界大戦前でも一〇％にすぎなかったのである）、一般的な貯蓄金融機関とはいいたいものであった。

個人の勤儉貯蓄を奨励し、不時の備えとすることを目的とした貯蓄銀行については、一八世紀末以来、いくつかの試みがあったが、一八一〇年にスコットランドのルースウェルでヘンリー・ダンカン牧師が中心となり、最初の信託貯蓄銀行

(TSB)が設立された。この貯蓄銀行の具体的な業務内容は、預金については一人一シリングから一〇ポンドまで受け入れ、これには四%の利息を支払い(付利単位は一ポンド)、一方、運用については、これをブリティッシュ・リンネル銀行(商業銀行)に預託(金利は五%)するといふものであった。

これ以後、スコットランド、イングランド等で同様の貯蓄銀行が設立されたが、これらはいずれも非営利の民間金融機関であった。ただし、スコットランドの信託貯蓄銀行については、その資金を商業銀行に預託できたのにたいし、イングランドのそれは当時の商業銀行が預金に付利するといふ体制になかったために、その資金を国債に投資していた。

一九世紀の初頭に設立が相次いだ信託貯蓄銀行を公式に認知するものとして、一八一七年に初め

て信託貯蓄銀行法が成立し、この法律によりイングランドおよびウェールズの信託貯蓄銀行は、資金を国庫への資金の流入を取り扱う国債管理委員会(口座はイングランド銀行の貯蓄銀行基金)に預託することとなった⁽¹⁾。これにより信託貯蓄銀行は、民間の金融機関でありながらも国の資金調達の一翼を担う機関として位置づけられることとなった。もっともこの措置は、信託貯蓄銀行の資金運用について、すなわち結局はその預金について国が保証するということに、より大きな意味があったわけであり、その後も国の資金吸収のための機関としての信託貯蓄銀行の役割はそれほど大きなものではなかった。

法施行直後の一八一八年には全国で四六五の信託貯蓄銀行が営業しており、うち発祥の地スコットランドでは一八二行が営業していた。また、イングランドにおいては主に北部にそれは集中して

いた他、サービス面においても週に数時間しか開店しないものもあった。さらに一九世紀前半の信託貯蓄銀行については、国がその資金にたいして保証することにたいする批判の他、詐欺事件等から破綻する銀行もあったこと等にたいする批判もあったのであった。

二、国民貯蓄銀行略史（ページ 委員会報告以前）

一九世紀前半の貯蓄金融機関をめぐる状況から、郵便局を庶民の貯蓄吸収手段として利用し、勤儉貯蓄奨励の手段としようとの提案がでてくることとなった。先駆的なものとして有名なのはホイッグ党の国會議員であったサミュエル・ハウイトブレッドが一八〇七年に提出した法案である。その法案において、彼は郵便局を窓口として

貯金を受け入れ、それを国債に投資するという提案を行っている。それから約半世紀後の一八五九年になり銀行家であったチャールズ・ウィリアム・サイクスが郵便局を利用した全国規模の貯蓄銀行の設立の建白書を大蔵大臣に提出した。

時の大蔵大臣は、ウィリアム・ユーアート・グラッドストンであり、彼は信託貯蓄銀行には極めて批判的であった。彼は、「信託貯蓄銀行には、二つの欠陥、時々破産することを含めれば三つの欠陥がある。」と述べている。その二つの欠陥とは、「第一に、国債管理委員会は信託貯蓄銀行資金を受託者として預かるのか、それとも銀行家として預かるのか、という根本的な問題が明確になっていない。もし前者であれば、国債管理委員会は、この資金を自己の他の資金とは明確に区別して、預金者が最大の利益を享受できるよう運営する義務を負うが、後者であれば、返還および利子に関

する契約を履行しさえすれば、自由に運用することができると。第二に、できなかったのかしなかったのか、信託貯蓄銀行は大衆の内側にまで入り込んだことではない⁽²⁾」とのものであるとしたのであった。

彼は、国民に安全・便利かつ経費のかからない貯蓄銀行として、郵便貯蓄銀行 (Post Office Savings Bank) を設立すべきと考え、結局、一八六一年五月一七日に世界最初の郵便貯金は業務を開始した。

郵便貯蓄銀行の業容は営業開始直後から急伸した。提供される金利は二・五% (この水準は一九七〇年まで不変であった) と信託貯蓄銀行の金利よりも低く⁽³⁾、郵便貯蓄銀行と信託貯蓄銀行の双方に口座を保有することは認められない等の制限があったにもかかわらず、国家の信用を背景としていることや、信託貯蓄銀行のない地方も含めて全

国的に営業を行っていたこと等から極めて順調にその残高は拡大したのであった (表1参照)。

この一方で、三〇の信託貯蓄銀行が郵便貯蓄銀行の設立後二年間で閉鎖された。信託貯蓄銀行の側では、一八四七年以降取扱いが可能となった従来のものよりも高金利が提供できる特別投資口座 (SID : 自主運用が可能であった) に力を入れる等の対抗措置がとられたが、以後小規模銀行を中心としてその閉鎖は続き、一八六〇年代だけでも一〇〇行以上が閉鎖された。なお、閉鎖にあたっては、そのかなりの部分が郵便貯蓄銀行に移管された。その経緯から明らかなように、郵便貯蓄銀行の設立には信託貯蓄銀行の補完というよりはもう少し強い目的が働いていたのであった。

ところで一九世紀後半における郵便貯蓄銀行の預金者の属性において特徴的なのは、その一口座あたりの金額が他の貯蓄金融機関と比べて小さい

国民貯蓄銀行の発展過程と現状（その1）

表1 信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行

年 ²	信 託 貯 蓄 銀 行			郵便貯蓄 銀行 ¹
	銀行数	普通部門 口座数 ³	預金残高 (年度末 ⁴)	預金残高 ⁵ (年度末)
		(100万)	(100万ポンド)	(100万ポンド)
1817	n. a.	n. a.	0.23	
1820	465 ⁶	n. a.	3	
1825	n. a.	n. a.	13	
1830	480	0.4	15	
1835	483	0.5	17	
1840	546	0.8	23	
1845	579	1.1	31	
1850	573	1.1	29	
1855	591	1.3	34	
1860	638	1.6	41	
1865	561	1.5	39	7
1870	496	1.4	38	15
1875	470	1.5	43	25
1880	442	1.5	46	34
1885	409	1.6	50	48
1890	324	1.5	49	68
1895	245	1.5	51	98
1900	230	1.6	57	136
1905	224	1.7	61	152
1910	219	1.8	66	169
1915	191	2.0	73	186
1920	163	2.3	119	267
1925	140	2.3	142	286
1930	107	2.3	173	290
1935	104	2.1	233	390
1940	99	2.7	321	654
1945	87	3.9	675	1,540
1950	84	5.3	997	1,934
1955	84	7.2	1,178	1,700
1960	83	8.2	1,497	1,710
1965	79	9.5	2,235	1,823
1970	75	10.3	2,743	1,752
1971	73	10.4	3,006	1,831

- 1969年11月1日以降は国民貯蓄銀行。
- 信託貯蓄銀行の計数は各年11月20日、郵便貯蓄銀行の計数は各年12月31日のもの。
- 1930年以降は睡眠口座（残高が1ポンド以下で5年以上出し入れがないもの。1971年時点での当該口座数は約180万。）を除く。ただし不動口座（残高が1ポンド以上で5年以上出し入れがないもの。）については含まれる。
- 普通口座（貯蓄、当座勘定）、特別投資口座、国債部門、および定期積立貯蓄口座（S A Y E）の残高。ユニット・トラストは除く。
- 1910年以降は睡眠口座（5年以上出し入れがないもの。）の計数を除く。
- 概数。

〔出所〕 Committee to Review National Savings, Report (Cmd. 5273), H. M. S. O., 1973. p. 38.

ということであった。住宅金融組合についてはかなり裕福な層が利用し、信託貯蓄銀行についてはそれよりも一口座あたりの金額が少ないものの中産階級の利用がかなりあったという研究もある⁽⁴⁾。

これにたいして郵便貯蓄銀行は、勤儉貯蓄思想を広めるという目的から設立されたこと、零細貯蓄者にとってもっとも安心できる金融機関であったこと等を理由として、その一口座あたりの金額は他の貯蓄金融機関と比べて小さいという特徴をもつこととなったと思われる。

また、郵便貯蓄銀行の最低預入金額は当初一シリングであり、かつ預入制限（年間三〇ポンド、元金総額一五〇ポンド）があり、これは一八六一年に信託貯蓄銀行にも同様の制限が課せられた。

一九世紀後半のイギリスにおいては、種々の金融・証券に関するイノベーションがあり、一八六〇年代後半から七〇年代にかけては、インベストメ

ント・トラストが初めて登場した。現在利用可能な資料が残されているもっとも古いインベストメント・トラストは、一八六八年三月設立のフォーリン・アンド・コロニアル・ガバメント・トラストであるが、その受益証券の額面は一〇〇ポンド、売出価格は八五ポンドであったわけであり（郵便貯蓄銀行の一口座平均残高は一九世紀中二〇ポンドを超えることはなかった）、両者は共に個人貯蓄の形態ではあっても、その性格はかなり違ったものであったといえるであろう。

一九世紀中の郵便貯蓄銀行の業務内容は、その後大きな変化はなかった。一八八〇年には、三〇ポンドの年間限度を超えた預金者は、その資金で国債を買うこととなり（これは信託貯蓄銀行においても導入された）、また、最低預入金額（一シリング）まで一種の切手により貯金するものとしての切手貯金制度が導入されたが、これらが変化

の主なものであった。

郵便貯蓄銀行のひとつの転機は、第一次世界大戦中にやってきた。戦費調達目的から、一九一六年には預入限度が撤廃された他、初めての非市場性の貯蓄国債である戦時貯蓄証書が発行され、人氣を集めた。これは一九二〇年には国民貯蓄証書と名称を変え、以後その発行残高を急伸させることとなった。これらは郵便局以外でも信託貯蓄銀行等の窓口で購入でき、また常時発行されるわけではなく、条件改訂の度に証書の回号が変更されることとなる。利息は満期一括受取型であり（満期前の買い取り可）、当該利息に関する所得税は課されないという特徴を有していた。このため証書の購入には一人当たりの上限が設けられた。なお、この国民貯蓄証書（これ以後発行される他のタイプのものを含む広義の概念。狭義のそれについては、以下では国民貯蓄証書（NSC）と表記

する）は厳密には郵便貯蓄銀行（国民貯蓄銀行）とは別のものであり、国民貯蓄（庁）に郵便貯蓄銀行（国民貯蓄銀行）と国民貯蓄証書の二部門があるのである。

第二次世界大戦直前の一九三八年には国防債券（満期まで保有すると割増金利が付く）が発行され、戦後このタイプの債券は、一九六四年に国民開発債券、一九六八年に英国貯蓄債券として発行された。この他では、一九五六年に割増金付貯蓄債券（Premium Bond：元本は保証されるが利息はつかず、代わりに定期的に割増金が抽選により当たる）を導入した他、一九六六年に従来の通常口座よりも高金利を提供する投資口座（信託貯蓄銀行の特別投資口座に相当）の取扱いを開始した。さらに一九六九年には積立債券貯蓄（Save As You Earn）の取扱いが開始された。

なお、一九六九年には郵政事業が公社化された

表2 郵便貯蓄銀行（国民貯蓄銀行）の発展過程

〔普通口座〕	預金金利(%)	預入限度(円)	要求払限度(円)	その他
1861	2.5	200 (元本150+利息)	1	1. 最低預入限度 1 シリング 2. 年間預入限度 30 円 3. 1人1口座
1880				・切手貯金制度導入
1883				・線引郵便為替による預金可能に
1891		200(元本)		
1892				・小切手による預金可能に
1893				・年間預入限度 50 円に
1908				・配当金受領書による預金可能に
1916		限度撤廃		・年間預入限度撤廃
1923				・年間預入限度 500 円に
1929			3	
1930				・定額自動振替 (手数料なし)
1939				・定額自動振替の 手数料4 ペンス に
1946		2,000 ¹⁾		
1952		3,000 ¹⁾		
1955			10	・定額自動振替の 手数料8 ペンス に
1957				・年間15 円までの 利息が所得税免除
1960		5,000 ¹⁾		1. 年間預入限度撤廃
1966				2. 定額自動振替の 手数料1 シリングに
1969		10,000 ¹⁾		・最低預入限度 5 シリング (投資口座取扱開始)
1970				定額自動振替の 手数料2 シリングに
1971	3.5		20	名称変更: 国民貯蓄銀行
1973	4.0			・年間21 円までの 利息が所得税免除
〔投資口座〕	預金金利(%)	預入限度(円)		
1966	5.5	5,000 ¹⁾		
1968. 1	6.0			
1968. 10	6.5			
1969. 7		10,000 ¹⁾		
1969. 10	7.0			
1970. 7	7.5			
1973. 1	8.0			

1) 元加利息を除いた元本

(出所) Committee to Review National Savings, *op.cit.*, p.105.

国民貯蓄銀行の発展過程と現状（その1）

表3 国民貯蓄証券の残高の推移

（単位 100万円）

	国民貯蓄 証券	割増金付 貯蓄債券	英国貯蓄 債券等	市場性 国債等	積立債券 貯蓄	切手貯金	総計	実質 購買力 ¹⁾
1950-51	2,170	---	934	186	---	n. a.	3,290	3,290
1955-56	2,398	---	777	190	---	17	3,382	2,752
1960-61	2,654	310	1,059	182	---	23	4,228	3,129
1965-66	2,551	547	1,153	178	---	32	4,461	2,787
1970-71	2,508	810	756	232	30	39	4,375	2,105
1971-72	2,649	913	836	245	63	43	4,749	2,124

1) 1951年3月時点で換算

〔出所〕 Committee to Review National Savings, *op.cit.*, p.137.

ことに伴い、大蔵省の外局として国民貯蓄庁が設立され、それまで郵政省が行っていた郵便貯蓄銀行の業務を引き継いだ。その際、名称も国民貯蓄銀行(National Savings Bank)と改められた。国民貯蓄庁は自身の販売窓口はもっておらず、窓口業務は郵政公社に委託して郵便局で行っているということになっているが、預金者の立場からは公社化の前後で何らかの変化があるわけではなかった。また、集めた資金が国債管理委員会に預託されることについても、それ以前と同様であった（一九七〇年代初めまでの郵便貯蓄銀行・国民貯蓄銀行の発展過程については表2、種々の国民貯蓄証券の残高の推移については表3参照）。

三、ページ委員会報告による勧告

第二次世界大戦後、郵便貯蓄銀行の業務は伸び

悩むこととなった。これは戦後のインフレーションが進行する過程で、その魅力が薄れたことが、そのひとつの原因であつた。特に一九六〇年代は、インフレーションへの対応のために株式投資の割合を増加させた生命保険や年金基金といった長期の契約貯蓄やユニット・トラストが成長し、機関化現象の萌芽がみられた。また、預金取扱金融機関においても持家比率の上昇等を反映して住宅金融組合がシェアを上昇させた一方、商業銀行の側でも個人預金を重視する姿勢がみられるようになってきた。

このような状況を踏まえて、一九六九年に名称変更を行った国民貯蓄銀行（国民貯蓄証書を含む）と二度の世界大戦を経ることを通じて、これとの提携関係を強めることとなった信託貯蓄銀行の見直しについて検討することを目的とした、「国民貯蓄検討委員会」（委員長ハリー・ページ

卿）が一九七二年六月に設立された。同委員会は、二年にわたる検討の後、一九七三年六月に報告書（ページ委員会報告^⑤）を発表した。

ページ委員会報告は、まず当時の個人貯蓄の全体的な状況をマーケット・リサーチ会社によるサンプル調査に基づき分析している（表4参照）。それによると、最も広範に保有されている貯蓄形態は割増金付貯蓄債券であり、これに国民貯蓄銀行を含めた種々の預金取扱金融機関の貯蓄性預金が続いている。また、年齢別にみるならば、若年層は流動性の高い金融資産を选好する傾向がある一方で、高齢層は株式や債券を选好する傾向がある。さらに社会階層別の分析を行うならば、国民貯蓄銀行、国民貯蓄証書（NSC）および信託貯蓄銀行は下位階層の利用度が他より高いことがわかる。

さらに、各預金者が各機関等にどの程度の残高

国民貯蓄銀行の発展過程と現状（その1）

表4 金融商品の保有についてのサンプル調査

（単位：%）

	国民貯蓄銀行	信託貯蓄銀行	国民貯蓄証券	割増金付債券	銀行通知預金	住宅金融組合	ネット・トラスト	株式等	地方債	保有無	全 体
全 体	19	15	7	37	23	19	3	4	1	31	
性別：男性	43	47	48	47	52	51	59	59	53	46	48
女性	57	53	52	53	48	49	41	41	47	54	52
年齢：16-34	39	35	24	34	41	22	26	22	9	32	35
35-54	32	36	36	36	34	35	39	35	25	33	34
54+	28	29	40	30	25	43	35	43	66	35	31
階層：A B	15	11	28	19	20	24	50	55	35	7	13
C 1	23	21	30	26	27	30	31	25	31	15	21
C 2	35	41	26	35	35	30	15	13	19	36	36
D E	26	27	16	19	18	16	4	7	15	42	29
地域：スコットランド	5	14	10	7	12	5	12	12	12	9	9
北部	21	36	23	24	28	29	22	25	28	30	28
ミッドランド	12	16	14	14	15	17	13	11	14	16	15
ウェールズ											
スコットランド西部	16	7	13	11	13	9	9	10	14	13	13
東南部	45	28	40	44	33	40	44	42	32	32	36

1) 1971年1月～6月時点での調査

2) (社会)階層は、A:経営者、管理者、専門家、B:中間管理職等、C1:監督、事務労働者

C2:熟練肉体労働者、D:半熟練、不熟練労働者、E:年金生活者等

〔出所〕Committee to Review National Savings, op.cit., p.137.

を保有しているかをみるならば、最も広範に保有されている割増金付貯蓄債券は、その残高が極めて少ないのがその特徴であることがわかる。また、国民貯蓄銀行、国民貯蓄証券（NSC）および信託貯蓄銀行についても、その残高が少ない保有者の割合が多いことがわかる（表5参照）。

この他、ページ委員会報告では、国の債務における国民貯蓄銀行等（信託貯蓄銀行を含む）の重要度に変化があるか否かについても分析しているが、一九五〇年代初頭から一九七〇年代初頭に至る期間において、その割合は二六～二八%で安定しているとしている。

以上の他にも税制上の取扱い等多くの点を検討したうえで、ページ委員会報告は、一九五〇年以降、他の機関による個人貯蓄の吸収がその重要度を増してきていることを認め、国家が貯蓄手段を供給することの重要度が低下してきていることを

表5 金融商品の保有残高についてのサンプル調査

	保有者の割合	回答者の割合	金融商品の保有残高(万円)					
			0-50	51-100	101-250	251-500	500-1,000	1,000+
	%	%	%	%	%	%	%	%
国民貯蓄銀行	19	84	60	19	13	5	2	1
信託貯蓄銀行	15	78	40	23	18	12	5	3
国民貯蓄証書	7	75	44	16	13	14	8	5
割増金付債券	37	89	85	9	4	1	1	--
銀行通知預金	23	75	33	21	21	13	7	4
住宅金融組合	19	73	20	12	19	17	14	17
エト・トラスト	3	71	9	22	27	16	14	12
株式等	4	67	8	12	15	15	13	37
地方債	1	60	3	9	11	19	23	36

1) 1971年1月～6月時点の調査

(出所) Committee to Review National Savings, *op.cit.*, p.8.

認めた。また、国民貯蓄銀行等の国の債務にたいする貢献もそれほど重要なものではなく、他の手段により代替可能であるとした。

こうした基本認識を踏まえたうえで、ページ委員会報告は、まず国民貯蓄銀行(普通口座および投資口座)について、多くの利用者が全国にいるという実態を踏まえ、今後とも少額貯蓄者のための簡便な貯蓄手段を供給する主体でありつづけるべきであるとした。ただし、これ以上のペイメント・サービスの提供等の新規サービスの提供の必要はないとした。これは一九六八年に銀行口座をもたない人々等のためにペイメント・サービスを提供することを目的として、ナショナル・ジャイロが郵便局において業務を開始したことも影響していると思われるが、報告書においては国民貯蓄銀行とナショナル・ジャイロの提携関係が考慮されるべきであるとした。⁽⁶⁾

その他では、国のための資金吸収機関であるという性格を変化させる必要はなく、従来どおりの資金の流れが維持されるべきであるとしている。

ただし、金利変更については、より頻繁に行われるべきであるとし、預入上限や投資口座預入に際して普通口座の残高が五〇ポンド以上あることが要求される等の制限については緩和されるべきであるとした。

次に、国民貯蓄証書については、まず割増金付貯蓄債券については、引き続き発行されるべきであるとしたが、最低購入単位については当時の二ポンドから、まず五ポンドに、その後五〇ポンドまで引き上げられるべきであるとした。

他方、積立債券貯蓄（S A Y E）については、その取扱コストが高いことから、取扱いが中止されるべきであるとした。また、市場性国債が郵便局で購入可能であることにしても中止されるべ

きであるとした。

国民貯蓄証書（N S C）および英国貯蓄債券については、新しいタイプの貯蓄証書に転換すべきであるとした。提案された新しいタイプの貯蓄証書の概要は、①購入単位が一〇ポンド、②利息満期一括受取型、③利子課税については基本税率（最低税率）適用者に関しては非課税、④購入限度一万ポンド、⑤期間五年、等となっていた。このような勧告がなされたのは、半年毎に利息が支払われる（満期まで保有すると割増金利が付く）のが特徴であった英国貯蓄債券の取扱コストが高く、高所得層の利用が目立つことから、その取扱いを廃止する方向が適当であると考えられたことによる。一方、国民貯蓄証書（N S C）についてもいくつかの改善が必要と考えられたため、こうした勧告がなされたのであった。

なお、ページ委員会報告では、信託貯蓄銀行に

についても勧告を行ったが、その内容は、同銀行はもはや国民貯蓄運動の一部であるべきではなく、個人を相手に広範なサービスを提供する金融機関へと転換すべきのものであった。⁽⁷⁾

(注)

(1) 一八一七年信託貯蓄銀行法は同年中にアイルランドの信託貯蓄銀行に、そして一八三五年にはスコットランドの信託貯蓄銀行に適用されることとなった。

(2) Hobson, S., *The Post Office Savings Bank 1861-1961*, H. M. S. O., 1962, p. 9.

(2) 信託貯蓄銀行の当時の金利は年二・九二%、その後一八八〇年に二・七五%となり、一八八八年以降は郵便貯蓄銀行と同水準の二・五%となった。

(4) Johnson, P., *Savings and Spending: The Working-Class Economy in Britain 1870-1939*, Oxford University Press, 1985.

(4) Committee to Review National Savings (Chairman: Sir Page), *Report*, H. M. S. O., 1973.

(6) ナショナル・ジャイロは、その後一九七六年に郵政公社の一部局となり、一九七八年にはナショナル・ジャイロ銀行と改称され、預金・貸出等の銀行業務をも行うことが可能となった。また、一九八三年にはロンドン手形交換所

に加盟し、そのペイメント・サービスの利便性が増大することとなった。一九八五年には郵政公社から分離・独立し株式会社となり、名称もジャイロバンク(郵政公社一〇〇%所有)と改められた。その後、サッチャー政権の民営化政策の一環として、一九八八年に民間への売却が決定され、一九九〇年六月にイギリス第四位(当時)の住宅金融組合であったアライアンス・アンド・レスター住宅金融組合に売却された(売却金額一・二億ポンド)。ただし、現在においても基本的な業務は依然として郵便局の窓口を通じて行われており、その点での変更がなされているわけではない。

(7) 信託貯蓄銀行は、その後一九七六年信託貯蓄銀行法により業務拡大が可能となり、地域毎に一行に統合された。以後は国のコントロールを離れ、商業銀行化が推し進められ、一九八三年にはTSBインングランド・ウェールズ、TSBスコットランド、TSB北アイルランド、TSBチャネル諸島の四行に統合され、一九八六年九月にはTSBグループとして株式会社化され、株式は一般に公開された。なお、一九九一年には、収益の悪化からTSBバンク北アイルランドがアライド・アイリッシュ銀行に売却された。

(注い) よしひこ・当研究所研究員